

● 外国籍職員の担当職務について

公務員に関する国の基本原則(内閣法制局)を踏まえ、外国籍の職員は、担当できる職務等に次のような制限があります。

1 公権力の行使にあたる職務は担当できません。公権力の行使にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む職務
- (2) 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当する職務

募 集 区 分	代 表 的 な 職 務	
	担当できる職務	担当できない職務
行 政 事 務	庶務・経理、広報・広聴、地域振興・支援、調査統計	市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定、土地収用、立入検査
学 校 事 務	市立学校等での庶務・経理、施設・設備・備品の管理	——

2 公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

公の意思の形成への参画に携わる職とは、福岡市の行政について企画、立案、決定等に関与する職をいい、原則として課長相当級以上の職(学校においては、校長、副校長、教頭及び共同学校事務室の室長)を指します。

3 昇任について

外国籍の職員は、上記2のとおり、原則として課長相当級以上の職に就くことはできませんが、市民サービスを目的とする施設の運営業務を担当する職、出先機関等で内部管理業務を担当する職などで公の意思の形成への参画に携わる蓋然性の低い課長相当級以上の職に就くことは可能です。